

一部改定の概要

(1) 区域施策編（県域全体の地球温暖化対策）（計画第4章、第5章）

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換や、企業経営等における脱炭素化の促進を実施します。
- 県内市町村に対し、総合的な支援を実施し、一丸となって脱炭素を推進します。

項目	現行の県計画記載内容	計画の改定案	改定にあたっての県の考え
市町村支援	県内の全市町村が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める「地方公共団体実行計画」の事務事業編を早急に定めるよう促すとともに、特例市未滿の市町村にも同計画の区域施策編の策定に積極的に取り組むよう助言や情報提供などを行います。	県内の全市町村が「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める「地方公共団体実行計画」を策定するよう促すとともに、市町村に対して、優良事例等の情報発信やその他技術的助言を実施します。	市町村支援については、計画の策定支援のみならず、総合的な支援を実施し、県と市町村が一丸となって全县での脱炭素を推進する必要がある。
企業経営等における脱炭素化の促進	(記載なし)	中小企業の脱炭素経営を促進するため、削減目標設定・計画策定等に関して、専門家による相談制度等により技術的助言を行います。 排出量の算定・削減に当たっては、サプライチェーン全体での排出量の算定・削減を促進していきます。	企業の脱炭素経営の実現のため、専門家相談制度を新たに実施し、企業の実情に応じた対応を実施する。また、自社のみならずサプライチェーン全体での排出量の削減を促していく。
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	「温室効果ガス排出削減計画等提出・公表制度」を通じ、事業者(所)の自主的かつ計画的な排出抑制を促進します。	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の適正運用を実施し、事業者(所)の自主的かつ主体的な排出抑制を促進します。	新規条例を策定したことにより、改めて「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現を協力を推進していく。
脱炭素型ライフスタイルへの転換	○環境に配慮した消費行動への転換 事業者、市町村、消費者団体などとの連携による「レジ袋削減」「使い捨てプラスチック製品の使用削減」等の取組を推進し、環境に配慮した消費行動に転換するための契機とします。	環境性能の高い省エネ家電や設備、住宅、自動車等の普及啓発を実施し、県民一人一人の自主的な行動や選択を促すことで、環境に優しいライフスタイルへの転換を目指します。 また、プラスチックごみについては、事業者、市町村、消費者団体などとの連携による「レジ袋削減」「使い捨てプラスチック製品の使用削減」等の取組を推進し、環境に配慮した消費行動に転換するための契機とします。	国計画の考えを反映させ、本件においても県民1人1人のライフスタイルの変換を改めて推進していく。
研究開発	(記載なし)	事業者が行う脱炭素化に資するビジネスの創出につながる製品やサービスの開発等を支援し、脱炭素社会の実現を目指します。	グリーンイノベーションの観点から、新たなビジネスの創出等を支援することで、経済と環境の好循環を生み出す。

一部改定の概要

(2) 事務事業編（群馬県庁の地球温暖化対策）（計画第6章）

- 新たな国目標に即した排出量削減目標の設定を行います。（基準年比44%減→50%以上減）
- 目標達成のための追加的施策を追記します。

項目	現行の県計画記載内容	計画の改定案	改定にあたっての県の考え
排出量削減目標	将来推計を踏まえた上で、バックキャストिंगの手法により、基準年度（2013年度）比で44%削減とします。	将来推計を踏まえた上で、徹底した省エネ対策と、再生可能エネルギー設備を最大限導入するとともに、公用車の電動車化を実施し、基準年度（2013年度）比で50%以上削減とします。	社会情勢等を踏まえ、事務事業編において国と同等以上の削減目標を定める。
新築のZEB	(記載なし)	低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指します。その実現に向け、『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready相当の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位のZEB基準を満たすものとします。	県有施設において、国計画目標に準拠し、ZEB化を実施することで、長期的な排出量の削減を推進する。
建築物の設備	省エネルギー改修の推進 中小規模施設の省エネルギー化の推進は、施設のエネルギー使用量などを調査するとともに、「県有施設長寿命化指針」を踏まえ、対象施設を選定します。このうち、改修が必要な施設について、高効率給湯器や高効率空調、LED等の高効率照明の導入などの省エネルギー改修を実施します。	省エネルギー改修の推進 中小規模施設の省エネルギー化の推進は、施設のエネルギー使用量などを調査し、優先的に改修する施設を選定します。このうち、改修が必要な施設について、高効率給湯器や高効率空調、LED等の高効率照明、断熱性能の高い素材の導入などの省エネルギー改修を実施します。	施設の長寿命化改修と並行し、省エネ性能の高い施設の改修も実施する。
電動車の導入	公用車は、電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス車を購入し、更新前より燃費性能の高い車両へ更新します。	公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を言う。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とします。また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、可能な限り台数の削減を図ります。	公用車の電動車化について、国計画目標を参考にし、実施していく。
LED照明の導入	白熱電球や蛍光灯器具の交換時は、LEDなどの省エネルギータイプとします。	既存設備を含めた庁舎全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とします。	県有施設のLED化について、国計画の目標に準じ実施していく。
太陽光発電の設置 蓄電池の活用	県有施設に太陽光発電及び蓄電システム等の再生可能エネルギーを積極的に導入することにより、地域における自立分散型電源の普及促進を図ります。また、防災施設等の県有施設に導入することで、地域のエネルギーセキュリティを向上させ、気候変動影響により深刻化が予測されている自然災害に対するレジリエンスの向上に努めます。さらに、県有施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の導入を推進します。	県有施設に太陽光発電設備及び蓄電池を積極的に導入することにより、地域における自立分散型電源の普及促進を図ります。県有施設における太陽光発電設備の導入に当たっては、新築・既設を問わず、施設の特長や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用も検討し、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。また、防災施設等の県有施設に太陽光発電設備を導入することや、電気自動車等の公用車を蓄電池として活用し災害時の電力供給へ活用する実証に取り組むことで、地域のエネルギーセキュリティを向上させ、気候変動影響により深刻化が予測されている自然災害に対するレジリエンスの向上に努めます。	国計画目標に準じ、県有施設において最大限の再生可能エネルギーを導入する。

一部改定の概要

(3) 促進区域基準の設定 (新規) (別冊)

- 法の改正により、市町村は、その区域において再生可能エネルギーの導入を促進するべき「地域脱炭素化促進区域」を定めることができるようになりました。
- 市町村が促進区域を設定するに先立ち、事例の多い太陽光発電施設について、県は促進区域の設定から除外するべき区域等を設定します。

環境配慮事項	区域名
土地の安定性への影響	保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域
植物の重要な種及び重要な群落への影響	生息地等保護区 (※)、生息地等保全地区 (※)
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生息地等保護区 (※)、生息地等保全地区 (※)、鳥獣保護区、国が指定する特別天然記念物カモシカの保護地域、ラムサール条約湿地
地域を特徴づける生態系への影響	群馬県自然環境保全地域、群馬県緑地環境保全地域
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立・国定公園の第1種～第3種特別地域、県立公園のうち赤城、榛名、妙義、世界文化遺産の資産及びその緩衝地帯、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観地区、指定有形文化財、登録有形文化財、指定有形民俗文化財、登録有形民俗文化財
その他	要措置区域、農用地区域内農地、甲種農地、第一種農地、史跡・名勝・天然記念物の指定地区

(※) は現時点において、県内での指定なし

(4) 気候変動適応計画 (計画第7章)

- 適応策の簡易な時点修正を実施します。